

## 調剤薬局の今

### ～令和4年度診療報酬改定後の届出件数の変化(薬局)～

7月5日の中医協総会において、令和4年度診療報酬改定後の施設基準の届出状況※1が公表されました(7月1日時点)。令和2年、令和3年の届出状況もあわせて示されています。

本号では、そのうち調剤報酬に関する内容を一部紹介します。また、7月12日の中医協総会で示された令和4年度新設の在宅関連の施設基準等についてもあわせて紹介します。

※1 いわゆる定例報告。現時点の集計値であり、今後修正の可能性あります。

## Topic解説

### 薬局数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
薬局数	58,893	59,814	60,607

### 調剤報酬の施設基準

(注) 括弧内の点数は令和2年度の点数です。

名称	点数	施設基準の概要	届出薬局数		
			R2年	R3年	R4年
調剤基本料1	42点 (同上)	・調剤基本料2、3-イ、3-ロ、3-ハ、特別調剤基本料以外(医療資源の少ない地域にある薬局は除く)	49,252	50,883	42,582
調剤基本料2	26点 (同上)	・次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数月4,000回超かつ処方箋集中度70%超 ② 処方箋受付回数月2,000回超かつ処方箋集中度85%超 ③ 処方箋受付回数月1,800回超かつ処方箋集中度95%超 ④ 特定の医療機関からの処方箋受付回数の合計が月4,000回超	1,877	1,434	1,393
調剤基本料3	イ 21点 (同上)	・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月3万5千回超4万回以下であり、同一グループの保険薬局の数が300未満の場合において、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	3,285	3,056	2,837
		・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月4万回超40万回以下であり、同一グループの保険薬局の数が300未満の場合において、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある			
	ロ 16点 (同上)	・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月40万回超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上である場合において、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度85%超 ② 医療機関との間で不動産賃貸借取引がある	3,749	3,579	3,820
	ハ 32点 (-)	・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月40万回超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上であって、処方箋集中度が85%以下である場合	-	-	9,125
特別調剤基本料※2	7点 (9点)	・医療を提供しているが医療資源の少ない地域(施設基準告示別表第六の二)に所在・当該地域が中学校区内の医療機関数が10以下で許可病床数200床以上の病院がない ・処方箋受付回数が1月に2,500回以下等	149	152	185

※2 調剤基本料1の注1のただし書に該当する場合。

調剤基本料1について、令和4年の届出数は令和3年と比べると8,301件が減少しています。調剤基本料2及び3のイ・ロについて、令和3年と令和4年では届出数に大きな変化はありません。令和4年度診療報酬改定で新設された調剤基本料3のハは9,125件の届出があります。

名称	点数	施設基準の概要	届出薬局数		
			R2年	R3年	R4年
地域支援体制加算 (令和4年改定前は1~4の区分なし)	1	39点 (38点)	18,310 ※3	20,066 ※4	10,027
	2	47点 (38点)			11,701
	3	17点 (38点)			945
	4	39点 (38点)			454
連携強化加算	2点 (-)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険薬局等との連携に係る体制が整備されている</li> <li>災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行う 等</li> </ul>	-	-	5,619
後発医薬品調剤体制加算 (*)	1	21点 (15点)	6,152	5,263	12,530
	2	28点 (22点)	14,034	12,739	20,332
	3	30点 (28点)	23,663	28,974	12,165
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点 (-)	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる</li> <li>高度管理医療機器の販売業の許可を受けている</li> </ul>	-	-	5,223
在宅中心静脈栄養法加算	150点 (-)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は管理医用機器の販売業の届出を行っている</li> </ul>	-	-	7,261

※3 中央社会保険医療協議会総会（2021/09/15）総-13-1、※4 中央社会保険医療協議会総会（2022/09/14）総-6-1より

(\*) 当社医薬品の供給に関して多大なるご迷惑をお掛けしており、心より深くお詫び申し上げます。安定供給確保に向けて、増産に向けた新規設備の導入や包装集約による生産効率の向上など、引き続き最善の努力をいたしてまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 【後発医薬品調剤体制加算の届出件数について】

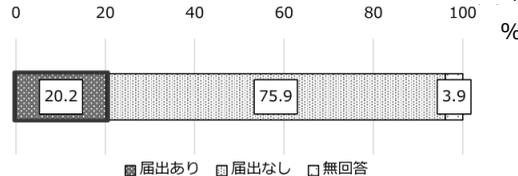
令和4年の届出件数は、改定前（令和3年）と比べると加算1及び加算2が増加し、加算3が減少しました。加算1～3を合算した届出件数は、令和2年は43,849件（薬局の74.5%）、令和3年は46,976件（薬局の78.5%）、令和4年は45,027件（薬局の74.3%）でした。

参考 後発医薬品調剤体制加算の数量割合の基準（令和4年度診療報酬改定）：加算1は80%以上、加算2は85%以上、加算3は90%以上

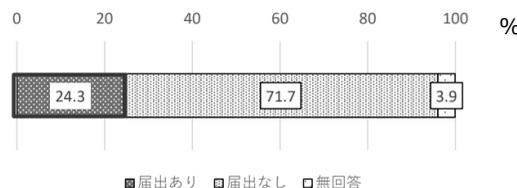
## 【在宅関連の新設の施設基準について】

例えば、7月12日の中医協総会において示された資料では（図1及び図2）、在宅訪問を行っている薬局のうち20.2%の薬局が「在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算」を、24.3%が「在宅中心静脈栄養法加算」を届出ていることが示されています。

(図1) 在宅中心静脈栄養法加算の届出状況※5 (n=1,423)



(図2) 在宅中心静脈栄養法加算の届出状況※5 (n=1,423)



※5 在宅患者調剤加算の届出を行っている薬局に対する調査（無作為抽出）。令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療、在宅歯科医療、在宅薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査」保険薬局調査（施設票）をもとに保険局医療課にて作成。

出典：厚生労働省\_中央社会保険医療協議会総会（2023/07/05）総-3-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00193.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00193.html)  
 厚生労働省\_中央社会保険医療協議会総会（2023/07/12）総-2 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500\\_00196.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00196.html)

